

浄化槽に係る届出書類等のご案内

こんなときには	必要な手続	いつまでに	提出部数	添付書類
新しく浄化槽を設置するとき ※建築確認を伴う場合は除きます。	浄化槽設置届出書	工事着工予定日の 10日前 までに、町へ届出してください。 ※なお、浄化槽法第13条の規定による国土交通大臣の認定を受けていない浄化槽の場合は、21日前までに届出をお願いします。	4部	①浄化槽に関する調書(埼玉県建築基準法施行細則第6条第1項第3号に規定する調書) ②案内図 ③浄化槽法第13条の規定に基づく認定書 ※浄化槽法第13条の規定による国土交通大臣の認定を受けていない浄化槽の場合は以下の書類 ・浄化槽の構造図 ・仕様書 ・処理工程図及び設計計算書 ④型式適合認定書(別添仕様書及び図面を含む) ⑤平面図(建物の配置、配管が記載された排水系統図)並びに建築物等の用途、延べ面積、便槽数及び流末を確認できる書類 ⑥浄化槽法第7条検査依頼書払込票兼受領証の写し(注1) ⑦その他、審査に必要とされる書類 ・道路や河川等を使用する場合は、その許可証の写し(道路占用許可書等) ・浄化槽の放流水を地下浸透する場合は、事前協議確認書の写しなど
(注1) 浄化槽法第7条検査依頼書払込票兼受領証とは、浄化槽使用開始後4ヶ月から8ヶ月の間に実施が義務づけられている浄化槽の水質検査の申込書となります。設置届にはこの写しを添付してください。原本は本人の控えとしてお持ちください。				
浄化槽の構造や規模の変更をするとき ※建築確認を伴う場合は除きます。	浄化槽変更届出書	浄化槽設置届出書と同じです。	4部	浄化槽設置届出書と同じです。 ただし、浄化槽の規模に変更がない場合、上記⑥浄化槽法第7条検査依頼書払込票兼受領証の写しの添付は不要。差額が生じた場合、その差額分を振り込んだ振込票兼受領証の写しを添付。
設置届を提出したのち、工事実施前に変更の必要が生じた場合に提出してください。				
新しく設置した浄化槽を使い始めたとき	浄化槽使用開始報告書	浄化槽を使い始めた日から 30日以内 に町へ届出してください。	3部	501人槽以上の場合 技術管理者の資格を証明する書類 ・修了書 ・経歴書
浄化槽を廃止したとき ※公共下水道等への接続や、新しい浄化槽への入れ替えなど、今までの浄化槽を使わなくなったとき。	浄化槽使用廃止届出書	浄化槽を廃止した日から 30日以内 に町へ届出してください。	3部	なし
浄化槽を休止したとき	浄化槽使用休止届出書	浄化槽を休止した日から 30日以内 に町へ届出してください。	3部	清掃業者が発行する浄化槽清掃カード、清掃記録または清掃結果の写し

こんなときには	必要な手続	いつまでに	提出部数	添付書類
休止した浄化槽の使用を再開したとき	浄化槽使用再開届出書	浄化槽の使用を再開した日から30日以内に町へ届出してください。	3部	なし
浄化槽の使用(管理)者が変更になったとき	浄化槽管理者変更報告書	新しく使用(管理)者になった方が、変更となった日から30日以内に町へ報告してください。	3部	なし
浄化槽技術管理者を変更したとき ※501人槽以上の場合のみ該当します	浄化槽技術管理者変更報告書	変更した日から30日以内に町へ報告してください。	3部	技術管理者の資格を証明する書類 ・修了書 ・経歴書 ・浄化槽管理士免状の写し

浄化槽管理について

浄化槽を設置すると浄化槽法により「法定検査」「保守点検」「清掃」を定期的に行うことが義務付けられています。浄化槽を安心して長くご使用いただくため、また、放流先の水路や川の環境を良好に保つため、適正な維持管理をお願いします。

法定検査	(一社)埼玉県浄化槽協会へお申し込みいただきます	電話 048-501-5707
・7条検査：使用開始後4ヶ月から8ヶ月の間に実施する水質検査		※設置時に振込用紙で申し込み
・11条検査：7条検査後、年1回実施する水質検査		

保守点検	県知事の登録を受けた保守点検業者へ依頼してください
・浄化槽の規模により異なりますが、年4回程度、浄化槽に問題がないかの点検が必要	
・保守点検業者は埼玉県ホームページでご確認ください	
	https://www.pref.saitama.lg.jp/0505/jyoukasousetti.html

清掃(汲み取り)	皆野・長瀬下水道組合で許可を受けた業者へ依頼してください
・清掃の目安は使用状況によりますが、年1回程度です。	
・長瀬・本野上・中野上・野上下郷・矢那瀬地区…伊藤衛生社/☎62-0528 岩田・井戸・風布地区…伊藤商事/☎62-4566	

申請用紙は長瀬町ホームページ又は埼玉県ホームページからもダウンロードできます。

長瀬町 HP <http://www.town.nagatoro.saitama.jp/> (町届出様式)
埼玉県 HP <https://www.pref.saitama.lg.jp/> (県様式・浄化槽調書など)

【お問い合わせ】

担当：長瀬町役場町民課環境衛生担当

電話：0494-66-3111 内線126